

京都市教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市立学校長の事務引継に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年4月13日

京都市教育長 在田正秀

第1条中「規程」を「訓令」に、「が更てつした場合等における事務引継」を「の事務引継」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「更てつ」を「異動」に改め、「場合」の右に「(次号、第3号及び第4号に該当する場合を除く。)」を加える。

第3条第1項前段中「第1号様式」を「別記様式」に、「よって」を「より」に改め、同項後段中「この場合」を「この場合において」に改める。

第5条第1項中「第6条」を「次条」に改める。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

事務引継完了後、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる部数の事務引継の結果を記載した報告書を作成しなければならない。

第6条に次の2項を加える。

2 第2条第4号に係る事務引継の場合を除くほか、前項の報告書のうちの1部を教育長に提出しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第2条第1号に係る事務引継の場合にあっては、第1項の報告書のうちの1部を前任者に交付しなければならない。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

第7条中「規程」を「訓令」に改める。

第1号様式中「殿」を削り、同様式を別記様式とする。

第2号様式、第3号様式及び第4号様式を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)